

茅ヶ崎市障害者グループホーム運営事業補助金
【設置費（備品）】について

<補助金概要>

- ・グループホーム入居者の生活に必要な備品購入に必要な費用が対象
- ・500,000円が限度
- ・年度内に申請、補助金入金、備品購入、県指定、実績報告（備品購入後）をいただく必要があります。
(4月1日指定の場合は2月末までに補助金申請を行っていただき、4月末までに実績報告を提出いただく必要があります)
- ・開所時入居者のうち、定員の半数を超える人が茅ヶ崎市の援護者である必要があります

※備品の対象として消耗品、車等他の場所で使用ができるものは不可。テレビ、冷蔵庫、エアコン等が主な対象ですが、事前に念のためご相談ください。
※補助金により購入した50万円以上の備品については10年間処分ができませんのでご注意ください。

<申請時必要書類> *指定日の半年前から1ヶ月前までに要申請

- ☐ 補助金交付申請書 ※様式有り
- ☐ 【県様式】障害者グループホーム運営事業実施届 ※様式有り
- ☐ 【県様式】1－2 設置費（初度調弁）計画書 ※様式有り
- ☐ 請求書 ※様式有り
- ☐ 収支予算書 ☐ 事業計画書 ☐ 見積書
- ☐ 利用予定者名簿（援護市名記載のみ）

<実績報告時必要書類> *指定日から1ヶ月以内に要報告

- ☐ 実績報告書 ※様式有り
- ☐ 【県様式】障害者グループホーム運営事業実施状況届 ※様式有り
- ☐ 【県様式】1－2 設置費（初度調弁）報告書 ※様式有り
- ☐ 収支決算書 ☐ 事業実施報告書 ☐ 領収書の写し
- ☐ 購入した備品の写真 ☐ 利用予定者名簿（入居者名記載されたもの）

<流れ>

申請（指定日の半年～1ヶ月前）→補助金交付→備品購入（要事前相談）→指定→実績報告（指定日から1ヶ月以内）